

# 平成29年度 さいたま市立島小学校いじめ防止基本方針

## I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る。」という基本認識の下、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめが起きない学校をつくるため、いじめを許さない集団をつくるため、「さいたま市立島小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

## II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめ問題に係る事件・事故を対岸の火事ではない、という危機感をもつ。
- 2 いじめを発見したら、「抱き付いてでも」止める。
- 3 いじめを発見し、または相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校が一丸となって、組織的に対応する。
- 4 いじめられる児童を絶対に守り抜く。
- 5 「いじめは絶対に許されないこと」という強い認識をもつ。
- 6 いじめる児童に対し、成育環境等を探りながら成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するため、SCやSSW等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 7 重大事態には、警察等関係機関と必ず連携する。
- 8 荒れた状態、すさんだ状況を放置せず、教育環境を整える。
- 9 教師自らの体験を語るなどして、児童に将来への希望が生まれるよう働きかける。
- 10 いじめられた児童に徹底的に寄り添い、迅速に組織で対応する。
- 11 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。

## III いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

## IV 組織

- 1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）
  - （1）目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を効果的に行うため。
  - （2）構成員：校長、教頭、生徒指導主任、教務担当者、学年主任（兼生徒指導部）教育相談主任  
特別支援コーディネーター、養護教諭、保健主事、安全主任、学校関係者評価委員  
\*必要に応じて、構成員以外の関係者を招集できる。（SSW, SC, さわやか相談員等）
  - （3）開催：ア 定例会（各学期1回程度）

イ 校内委員会（生徒指導委員会とかねて開催 4, 5, 6, 7, 8・9, 10, 11, 12, 1, 2, 3 月）

ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

**（4）内 容：【未然防止】**

（いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。）

- ・ 学校いじめ基本方針に基づく取組の実施、学校いじめ基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期検証
- ・ 教職員の共通理解と意識啓発
- ・ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

**【早期発見・事案対処】**

- ・ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- ・ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- ・ 発見したいじめ事案への対応
- ・ 重大事態への対応

**【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】**

- ・ 学校いじめ防止基本方針が島小の実情に即して適切に機能しているか点検・見直し（P D C A サイクルの実行を含む）
- ・ 構成員の決定

**V いじめの未然防止（「学校いじめ防止プログラム」の実施）**

**1 道徳教育の充実**

**（1）教育活動全体を通して**

- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
- 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

**（2）道徳の時間を通して**

- 「いじめ撲滅強化月間」（6月）に、「B 主として人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。その際は、学習後に自らの行動を振り返ることのできるワークシートを活用し、内容項目の意識化を図れるよう工夫する。

**2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して**

- 実施項目に基づき、児童の実態に応じて、以下のすべての内容に取り組む。
  - ・ 児童啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり（年度末まで掲示）
  - ・ 児童会による、いじめ撲滅を目指した話合いと、学校スローガン作り。また、その紹介
  - ・ 校長等による講話
  - ・ 「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
  - ・ 「いじめ撲滅強化月間」を振り返ってのアンケートと必要に応じた面談
  - ・ 学校だよりや P T A 広報誌等による家庭や地域への広報活動

**3 「人間関係プログラム」を通して**

**（1）「人間関係プログラム」の授業を通して**

- 学期はじめに「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
- 「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聴き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人と関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

**（2）直接体験の場や機会を通して**

○教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する  
直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

#### 4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

○児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みのスキルへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する 경우가多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

○授業の実施予定：年間指導計画に位置付け

第5学年 5月

第6学年 5月

#### 5 メディアリテラシー教育を通して

##### (1) 「携帯・インターネット安全教室」の実施

○情報活用児童の能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話、スマートフォン等を使用できる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

○「携帯・インターネット安全教室」の実施： 第5学年 (平成29年度6月 実施済)

#### 6 保護者との連携を通して

(1) いじめは絶対に許さないことについて、学校と連携して指導する。

(2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細に変化を見逃さないように努める。

(3) 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

## VI いじめの早期発見 (アセスメント・状況把握)

### 1 日ごろの児童生徒の観察

○早期発見のポイント

- ・児童の些細な変化に気づくこと。
- ・気づいた情報を共有すること。
- ・情報に基づき、速やかに対応すること。

(1) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底 等

(2) 授業中：姿勢、表情、四川、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣の机が離れている 等

(3) 休み時間：独りぼっち「遊び」と称してからかいの様子が見られる。等

(4) 給食：班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押しつけられる 等

(5) 登下校中：独りぼっち、荷物を持たされる 等

### 2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

(1) アンケートの実施：4月(ゴールデンウィーク前) 9月 1月(年3回以上)

※必要に応じて実施

(2) アンケート結果：学年・学校全体で情報共有する。

(3) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。面談内容は、記録を取り保存する。(第3・4学年 該当児童 第5・6学年 全員)

面談した児童について、学年・学校全体で情報共有する。

### 3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

(1) 簡易アンケートを実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。

(2) いじめを認知した時には、「いじめに係る対応の手引き」に基づいて対応する。

### 4 教育相談日の実施

(1) 毎月1回、教育相談日を設定する。

(2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。

①さわやか相談室だよりの発行

②さわやか相談室の充実

## 5 保護者アンケートの実施

(1) アンケートの実施 : 12月

(2) アンケート結果の活用 : アンケート結果に応じて、保護者と面談を行う。  
面談した内容について、学年・学校残対で情報共有する。

## 6 地域からの情報収集

(1) 民生児童委員・主任児童委員

: 学校連絡会等で情報共有を受け、その内容に応じて、対応する。

(2) 防犯ボランティア : 年2回の防犯ボランティア会議や、日ごろ一緒に活動を行う中で情報共有を受け、その内容に応じて対応する。

(3) 学校評議員 : 年2回の学校評議員会やいじめ対策委員会で情報提供を受け、その内容に応じて対応する。

## Ⅶいじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

○校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。

構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。

○教頭は、情報を集め、集約し校長に具申し、校長の補佐に当たる。

○教務主任は、情報を集め、校長（教頭）に報告し、担任に指揮・助言する。

○担任は、事実確認のため、情報収集を行う。

いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。

○学年担当は、担任と複数で情報収集に当たる。

○学年主任は、担当する学年の児童の情報収集を行う。

担当する学年の情報共有を行う。

校長（教頭）に報告する。

○生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。

児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制づくりを整備する。

校内・郊外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。

○教育相談主任は、問題の背景に心の問題が要因として考えられないか、情報収集を行う。

○特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。

○養護教諭は、保健室来室の状況から、問題の要因が考えられないか情報収集を行う。

○さわやか相談員は、児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。

○スクールカウンセラーは、専門的な立場から、アセスメントに音づく支援の指導助言や、児童へのカウンセリング等を行う。

○保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。

○地域は、いじめを発見し、またはいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報または情報の提供を行う。

## Ⅷ重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のため基本的な方針」（平成29年3月改定、文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。

○重大事態について

ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・年間30日を目安とする
- ・一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

○児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時は、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対応を行う。

ア) 校内いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報収集と記録、共有を行う。

イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

〈学校が調査主体とした場合〉

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校のもとに、重大事態の調査組織（校内いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、校内いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

〈教育委員会が調査主体となる場合〉

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

## Ⅸ研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

(1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底・・・年3回（4月・9月・1月）を行う。

(2) 取組評価アンケートの実施、結果の検証・・・7月、11月に取組評価アンケートを実施し、検証を行う。

## 2 校内研修

### (1) 「わかる授業を進めること」

○授業規律：授業規律の徹底を図るとともに、児童理解・授業研究に努め、わかる授業づくりに取り組む。

### (2) 生徒指導・教育相談に係る研修

○児童理解：年2回（5月、9月）の児童理解研修を行う。

生徒指導委員会、教育相談部会で話し合われたことについては、その都度全教職員の共通理解を図る場を設ける。

### (3) 情報モラル研修：8月に情報モラル研修を行う。

## X PDCAサイクル

より実効性が高いいじめ防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

### 1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

(1) 検証を行う時期：各学期とする

### 2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の時期の決定

(1) 「取組評価アンケート」の実施時期：7月13日、11月とする。

(2) いじめ対策委員会の開催時期：7月4日 10月 2月

(3) 校内研修会等の開催時期

- ・ 5月：教育相談（児童理解に関する研修）
- ・ 6月19日：生徒指導（いじめの問題に係る生徒指導研修）
- ・ 7月21日：教育相談（児童理解に係る研修）
- ・ 8月21日：生徒指導（生徒指導に係る伝達研修）
- ・ 9月：生徒指導（学校いじめ防止基本方針の改定に伴う研修）
- ・ 11月：生徒指導（学校カウンセリングに基づく、生徒指導に係る研修）